３次元点群データ共有プラットフォーム
利用規約

中国地方整備局

令和５年４月

【改訂履歴】

日付	名称	備考
令和５年４月	３次元点群データ共有プラットフォーム 利用規約 令和５年４月	

目次

第１章　通則 1
　第１条　用語定義 1
　第２条　目的及び適用・使用言語等 3
　第３条　規約の変更 3
第２章　利用契約 4
　第４条　利用契約 4
　第５条　利用契約上の権利義務の譲渡等 5
　第６条　サービス利用者が行う契約の解除 5
　第７条　運営管理者が行う契約の解除 5
第３章　本サービスの利用条件 6
　第８条　禁止事項 6
　第９条　第三者の利用 6
　第１０条　情報の維持、管理等 6
　第１１条　コンテンツの利用 7
　第１２条　データの提供 8
　第１３条　知的財産権 8
　第１４条　秘密保持 8
第４章　提供の中断等 9
　第１５条　提供の中断 9
　第１６条　提供の廃止 9
第５章　免責等 10
　第１７条　非保証、免責 10
第６章　雑則 11
　第１８条　サービス運営の委託 11
　第１９条　個人情報の保護 11
　第２０条　反社会的勢力の排除 11
　第２１条　準拠法 11
　第２２条　紛争の解決 12
附則 12
　第１条　適用開始 12

３次元点群データ共有プラットフォーム利用規約

第１章　通則

第１条　用語定義

この３次元点群データ共有プラットフォーム利用規約（以下、「本規約」といいます）において、次の用語は、次の意味を有します。

用語	意味
３次元点群データ共有プラットフォーム	中国地方整備局では、平成30年7月豪雨等での対応を踏まえ、日常や災害対応の効率化・高度化を目的に、広島県インフラマネジメント基盤「DoboX」と連携した、３次元点群データの共有・提供の仕組みを検討しているところです。 ３次元点群データ共有プラットフォームは、この目的を実現するため、中国地方整備局と広島県が保有する３次元点群データについて、Ｗｅｂ上で地図検索のうえ、必要な範囲のみ選択・ダウンロードが可能なプラットフォームとして整備したものです。また、中国地方整備局が保有する３次元点群データについて、本プラットフォームを介したデータ登録・蓄積を可能にしています。
運営管理者	３次元点群データ共有プラットフォームのサービスを運営及び管理する者をいい、中国地方整備局のことをいいます。
本サービス	運営管理者が３次元点群データ共有プラットフォームを介して提供するサービスをいいます。
データ利用者	本規約に従い、３次元点群データ共有プラットフォームを介して「提供データ」及び「特定データ」を利用する者をいい、本プラットフォームからアカウント付与された者をいいます。
データ管理者	本規約に従い、３次元点群データ共有プラットフォームを介してデータを提供する者をいい、中国地方整備局及び管内事務所、広島県のことをいいます。
データ登録者	本規約に従い、データ管理者の指示に基づき、３次元点群データ共有プラットフォームを介して「提供データ」及び「特定データ」を登録する者のことをいい、測量業務受注業者のことをいいます。

用語	意味
サービス利用者	３次元点群データ共有プラットフォームが提供するサービスを利用する者であり、本規約に同意した者及び運営管理者から正当なアクセス情報を付与された者をいいます。サービス利用者は、「データ管理者」、「データ利用者」、「データ登録者」を包含する用語です。
提供データ	データ管理者が提供するデータをいい、３次元点群データ共有プラットフォームにおいては、業務成果から抽出した「3次元点群データ（グリッドデータ）」、「航空レーザ用写真地図データ（オルソ画像）」、「水部ポリゴン境界線データ」、「等高線データ」、「メタデータ」のことをいいます。
特定データ	データ管理者が、一部の利用者にのみ公開及び利用を許諾するデータであり、３次元点群データ共有プラットフォームにおいては、「オリジナルデータ」及び「グラウンドデータ」のことをいいます。
コンテンツ	本サービスにおいて提供される情報（データ、画像、テキスト、ユーザーマニュアル等）で、「提供データ」及び「特定データ」を含みます。

第２条　目的及び適用・使用言語等

１．本規約は、運営管理者が提供する本サービスの利用条件について規定するものです。
２．運営管理者は、本規約に基づき、サービス利用者と契約（以下、「利用契約」といいます）を締結の上、サービス利用者に対して本サービスを提供します。利用契約には、本規約が適用され、これにより利用契約の内容が規律されるものとします。
３．本規約、これに基づく利用契約及び運営管理者による本サービスに関する説明（運営管理者が提供するウェブサイトにおけるものを含みます）は、全て日本語によるものが正文であり、他の言語によるものは正文とはなりません。日本語によるものの内容と他の言語によるものの内容に相違がある場合は、日本語によるものの内容が優先し、他の言語によるものにより日本語によるものの内容を補足または修正することはできません。
４．本規約に基づく利用契約において、年、月、日、時刻等は日本の日付表記に従うものとします。
５．本規約において、法令の名称は特に断りがない場合、日本の法令の名称を意味します。

第３条　規約の変更

１．運営管理者は、本規約を変更することがあります。
２．変更後の本規約については、運営管理者が別途定めた日（以下、「効力発生日」といいます）から効力を生じるものとします。
３．運営管理者は、本規約を変更する場合は、変更する３０日前までに、変更する旨、変更後の本規約の内容及び効力発生日を電子メールの送信または運営管理者が提供する本サービスのウェブサイトへの掲載により、サービス利用者に通知するものとします。
４．サービス利用者は、第３項の通知を受け、かつ効力発生日以降に本サービスを利用した場合、変更後の本規約の適用に同意したものとみなします。

第２章　利用契約

第４条　利用契約

１．サービス利用者が本サービスを利用した場合、サービス利用者は本規約の全文を確認し、かつ、その全ての適用に同意したとみなします。当該同意をもって利用契約は成立します。

２．本サービスを通じて、「提供データ」及び「特定データ」をダウンロードする場合と、本サービスへ「提供データ」及び「特定データ」を登録する場合に、予め運営管理者からアカウントの発行を受ける必要があります。運営管理者は、個人または業務単位でアカウントを発行します。
ただし、本サービスは、現在、試行運用中であり、利用者を中国地方整備局職員、中国地方整備局管内事務所と河川災害応急対策業務(調査・測量）に関する基本協定を締結した会社に属する者及び自治体（広島県及び広島県内市町）職員に制限しています。

３．本サービスにおけるアカウントの種類は以下の通りです。

（１）一般利用アカウント… 本サービスにて、「提供データ」のダウンロードが可能なアカウントです。中国地方整備局管内事務所と河川災害応急対策業務（調査・測量等）に関する基本協定を締結した会社に属する者、自治体（広島県及び広島県内の市町）職員に発行します。

（２）行政用アカウント… 本サービスにて、「提供データ」及び「特定データ」のダウンロードが可能なアカウントです。中国地方整備局職員に発行します。

（３）システム管理アカウント…本サービスのシステム管理画面へログイン可能なアカウントです。中国地方整備局職員、本サービスを保守する企業に属する者へ発行します。

（４）データ登録アカウント… 本サービスに「提供データ」及び「特定データ」の登録が可能なアカウントです。主に、測量業務受注業者に属する者へ発行します。

４．本サービスは現在試行運用中であり、データ利用者を制限しています。「提供データ」及び「特定データ」を利用したい場合は利用目的等を明確にして、運営管理者又はデータ管理者に問い合わせをお願いします。

５．データ利用者がダウンロードした「提供データ」及び「特定データ」は、利用目的以外には使用しないでください。また、利用終了後、速やかに削除してください。

第５条　利用契約上の権利義務の譲渡等

１．サービス利用者は、運営管理者の事前の書面による承諾がない限り、利用契約上の地位を第三者に移転し、または利用契約から生じる権利義務の全部または一部を第三者に譲渡し、引き受けさせ、もしくは担保として提供等することはできません。

２．サービス利用者は、本サービスの利用に関して、第４条2項で発行されたアカウントを用いて第三者が行った一切の行為（不作為を含みます）について、運営管理者に対し、利用契約または法令に基づく民事上の一切の義務ないし責任を負うものとします。ただし、サービス利用者の責に帰することのできない事由による場合はこの限りではありません。

第６条　サービス利用者が行う契約の解除

サービス利用者は、運営管理者に対して運営管理者所定の方法により通知することにより、運営管理者が通知する解除日をもって、利用契約を解除することができます。なお、運営管理者に対し、利用契約に関連する債務がある場合には、サービス利用者は直ちにその全てを弁済するものとします。

第７条　運営管理者が行う契約の解除

運営管理者は、サービス利用者が次に掲げる事由のいずれかに該当した場合には、当該サービス利用者に対し何らの通知・催告をすることなく直ちに利用契約を解除することができるものとし、当該サービス利用者は、運営管理者に対して負う債務がある場合には、直ちにその全てを弁済するものとします。

（１）第４条第５項、第８条各号、第１５条第１項各号その他本規約で定める禁止事項のいずれかに該当する場合

（２）手形、小切手が不渡りとなった等、支払いを停止した場合その他信用状態が悪化したと認められる相当の事由がある場合

（３）サービス利用者の行為（不作為を含みます）により、公的機関等によって運営管理者の持つ資格などが取り消される可能性があると運営管理者が合理的に判断した場合

（４）差押、仮差押、仮処分、もしくは競売の申立を受け、または公租公課の滞納処分等を受けた場合

（５）破産手続、民事再生手続、特別清算手続、会社更生手続等の倒産処理手続開始の申立があった場合、清算手続に入った場合、またはこれらに類似の状態にあると運営管理者が合理的に判断した場合

第３章　本サービスの利用条件

第８条　禁止事項

サービス利用者は、本サービスの利用（二次成果物の利用も含みます）に際し、次の各号に該当する行為を行ってはなりません。

（１）本規約に違反する行為
（２）法令に違反する行為
（３）公序良俗に反する行為
（４）第三者の権利を侵害する行為
（５）運営管理者、本サービスの他のサービス利用者またはその他の第三者に不利益、損害、不快感を与える行為
（６）本サービスを構成するサーバ、ネットワーク等機器に関する次の行為
　i. 過度な負担をかける行為
　ii. 不正アクセス、クラッキングなど、その仕様または利用に支障を与える行為
　iii. 解析、リバースエンジニアリングその他ソースコードを取得する行為
　iv. その全部または一部を他のソフトウェアに組み込む行為
　v. 不正なデータまたは命令を入力する行為

第９条　第三者の利用

サービス利用者は、本サービスの全部または一部を、有償または無償を問わず、自己以外の者に利用させる（直接または間接を問わず、ＩＤ・アカウント・パスワード等を貸与して本サービスを利用させること、本サービスを組み込んだサービスを利用させることを含みますが、これらに限りません）ことはできません。

第１０条　情報の維持、管理等

１．サービス利用者は、本サービスの利用にあたって、第４条2項で発行されたアカウント及びパスワード、サーバ設備、通信設備、その他本サービスに関しサービス利用者において維持管理を要する情報、機器、ソフトウェア、システム等につき、自己の責任において適切に管理するものとし、当該管理により生じた結果（第４条2項で発行されたアカウントまたはパスワードを第三者に開示し、漏洩または推知されたことにより生じた結果を含みます）につき運営管理者に対し全責任を負うものとします。
２．データ管理者は、データ管理者が本サービスに提供したデータを自らの責任と費用負担において管理します。

第１１条　コンテンツの利用

1．コンテンツにおける、「提供データ」及び「特定データ」を使用する場合は、出典としてデータ管理者を記載してください。その他のコンテンツを利用する場合は、「３次元点群データ共有プラットフォーム」を出典として記載してください。
2．本システムからダウンロードした「提供データ」もしくは「特定データ」は、「公共測量」に属する測量成果データであり、「国土地理院の測量成果の利用手続（https://www.gsi.go.jp/LAW/2930-index.html）」における「2．承認を得ず利用できる範囲」以外の範囲で利用する場合は、当該測量計画機関に利用手続を申請する必要があります。データ利用者は、利用したい「提供データ」もしくは「特定データ」を管理する当該測量計画機関を「公共測量実施情報（https://psgsv2.gsi.go.jp/kouhyou/Kouhyou_KoukyouSokuryou/Kensaku10.aspx）」などで確認し、申請してください。
3．一部のコンテンツ（広島県から提供されるデータなど）については、関連法規や約款、規約、ライセンスその他名称の如何を問わず、データ等の利用に関する条件（利用時における最新のものを指し、以下、「上位規約等」といいます）により利用に関する条件が定められています。関連法規や上位規約等により利用に関する条件が定められているコンテンツに対して、前項の規定は適用されません。上位規約等が定められているコンテンツについては、出典の表記等によって、利用に関する条件が定められていることを直接的または間接的に表示・示唆しているものもありますが、明確に利用に関する条件が定められている部分の特定・明示等を行っていないものもあります。利用する場合はデータ利用者の責任において確認してください。
4．コンテンツに関する著作権その他の一切の権利は、運営管理者及びデータ管理者に帰属します。運営管理者及びデータ管理者は、データ利用者に対し、これらの権利について譲渡、許諾等を行うものではありません。
5．データ利用者は、前三項に定めるデータ利用者に認められた利用範囲を超えたコンテンツの利用または前項に定めるコンテンツの権利を侵害したことによって運営管理者及びデータ管理者に損害を与えた場合、これを賠償する責任を負うものとします。
6．本システムの「提供データ」又は「特定データ」を活用した場合、データ管理者に成果を提出して下さい。

第１２条　データの提供

データ管理者は、「提供データ」の概要についてメタデータに記載し、データ利用者に提供するものとします。

第１３条　知的財産権

1．本サービスを構成し、または、付属する有形及び無形の構成物（ソフトウェア、データ、画像、テキスト、デモ及びユーザーマニュアル等のコンテンツ）の知的財産権は、すべて、運営管理者または運営管理者に使用もしくは利用を許諾している第三者（以下、本条において「許諾者」といいます）に帰属します。
2．利用契約に基づく本サービスの使用または利用に係る許諾は、本サービスの使用または利用に必要な範囲を超えて、本サービスに関する、運営管理者または許諾者の知的財産権の利用許諾を意味しません。

第１４条　秘密保持

1．「秘密情報」とは、次の各号のいずれかに該当する情報をいいます。ただし、サービス利用者情報（本サービスの利用に際し、サービス利用者から３次元点群データ共有プラットフォームに対して提供される情報）を除きます。
（１）本サービスの利用に際して、または、関連して、サービス利用者が知り得た運営管理者及び本サービスの運営の委託を受けた第三者の一切の情報
（２）本サービスに関連する一切の情報
（３）その他社会通念上合理的に秘密であるとサービス利用者に認識されるべき情報
2．前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する情報は、秘密情報にあたりません。
（１）開示の時点ですでにサービス利用者が保持していた情報
（２）秘密情報によらずサービス利用者が独自に生成した情報
（３）開示の時点で公知の情報
（４）開示後にサービス利用者の責めに帰すべき事由によらずに公知となった情報
（５）正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく開示された情報
3．サービス利用者は、秘密情報の全部または一部について、秘密として管理し、運営管理者の書面による承諾がある場合を除いて次の各号の義務を負います。
（１）第三者に開示または漏洩しない
（２）利用契約上の権利の行使または義務の履行以外の目的に使用または利用しない
4．本条の義務は、利用契約終了後も２年間は有効に存続します。

第４章　提供の中断等

第１５条　提供の中断

１．運営管理者は、次に掲げる事由がある場合は、本サービスの一部または全部の提供を中断することがあります。
（１）サーバ設備または電気通信設備等の保守、工事、移設等のため必要である場合
（２）電気通信事業者等が、電気通信サービスの提供を中断した場合
（３）日本または日本以外の国の公権力（公的機関を含みます。以下、「公的機関等」といいます）による命令、処分、要請等があった場合
（４）第三者の行為（不作為を含みます）により本サービスのサーバ設備または電気通信設備等に支障が生じ、またはそのおそれがある等、運営管理者の業務の遂行に支障が生じると運営管理者が合理的に認めた場合
（５）本サービスのシステム保守やメンテナンス、機能追加などにより、本サービスの停止の必要性について、運営管理者が合理的に認めた場合
２．運営管理者は、前項に基づき本サービスの提供を中断する場合には、各サービス利用者に対して、事前にその旨ならびに理由及び期間を運営管理者が提供する本サービスのウェブサイトへの掲載により通知します。ただし、緊急を要する場合はこの限りではありません。
３．運営管理者は、第１項に基づき本サービスの提供を中断する場合に、当該中断により各サービス利用者が被った損害について、賠償する責任を負いません。

第１６条　提供の廃止

１．運営管理者は、やむを得ず本サービスの全部または一部を廃止することがあります。その際は、廃止する３０日前までにサービス利用者に対し事前に運営管理者が提供する本サービスのウェブサイトへの掲載により通知を行うものとします。ただし、公的機関等による命令、処分、要請等により直ちにサービス利用者への提供を廃止する必要が生じたと運営管理者が合理的に判断したときは、サービス利用者に通知を行うことなく直ちに廃止を行う場合があります。
２．運営管理者は、前項に基づき本サービスの提供を廃止する場合に、当該廃止によりサービス利用者が被った損害について、賠償する責任を負いません。

第５章　免責等

第１７条　非保証、免責

１．運営管理者は、本規約で特別に定める場合を除き、サービス利用者への本サービスの提供に関し、明示的であるか黙示的であるかを問わず、いかなる保証（特定目的への適合性、機能及び効果の有効性、サービスの品質、脅威に対する安全性、商品性、完全性、正確性、複製・移設等されたデータの同一性または整合性、第三者の権利の非侵害性、本サービスに基づきサービス利用者に提供される機器及び設備の正常な稼働、本サービスの定常的な提供等を含みますが、これらに限りません）も行わないものとします。

２．運営管理者は、本規約で特に定める場合を除き、サービス利用者が本サービスの利用に関して被った損害（本サービスの利用の不能、本サービスにより提供される機器・設備・ソフトウェアの不具合・故障、本サービスの提供の遅延、データ管理者が本サービスに提供したデータの損壊・消失及び第三者による盗用・漏洩、ウイルス・マルウェア等への感染、第三者による不正アクセス・クラッキング・セキュリティホールの悪用等による損害を含みますが、これらに限りません。以下同様とします）については、債務不履行責任、不法行為責任その他の法律上の責任（日本及び日本以外の国におけるものの両方を含みます。以下同様とします）について、名称の如何を問わず賠償の責任を負わないものとします。

３．前項に基づき運営管理者が賠償を支払う場合、日本円にて行うものとします。

４．第２項にかかわらず、運営管理者は、天災地変、戦争、暴動、内乱、その他の不可抗力、日本または日本以外の国の法令の制定・改廃、公的機関等による命令・処分・要請、インターネットの利用制限、インターネットを経由した通信の一部のフィルタリングまたは遮断、争議行為、輸送機関・通信回線の障害その他の運営管理者の責めに帰することができない事由による本サービスの全部または一部の履行遅滞または履行不能について、サービス利用者に対して何らの責任を負わないものとします。

５．サービス利用者の本サービスの利用に起因して日本または日本以外の国における第三者と運営管理者またはサービス利用者との間に発生した紛争に関しては、当該サービス利用者が自らその責任と費用負担において解決するものとし、運営管理者は一切責任を負いません。

第６章　雑則

第１８条　サービス運営の委託

運営管理者は、本サービスの提供に必要となる業務の全部または一部を第三者に委託できるものとします。この場合、運営管理者は、本規約に定める運営管理者の義務と同等の義務を受託者に負わせるものとします。

第１９条　個人情報の保護

運営管理者は、サービス利用者の個人情報を、運営管理者が提供する以下のウェブサイトの「３．プライバシーポリシー(個人情報の取扱い)」に基づき、適切に取り扱うものとします。
・プライバシーポリシー／リンク／著作権／免責事項等（中国地方整備局）
https://www.cgr.mlit.go.jp/about_manual/index.html

第２０条　反社会的勢力の排除

１．サービス利用者は、運営管理者に対し、次の各号の事項を確約するものとします。
（１）自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれらに準ずる者またはその構成員（以下、総称して「反社会的勢力」といいます）ではないこと。
（２）自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者をいいます）が反社会的勢力ではないこと。
（３）反社会的勢力に自己の名義を利用させ、利用契約を締結するものでないこと。
（４）自らまたは第三者を利用して、利用契約に関して次の行為をしないこと。
i. 運営管理者に対し脅迫的な言動または暴力を用いる行為
ii. 偽計または威力を用いて運営管理者の業務を妨害し、または信用を毀損する行為
２．運営管理者は、サービス利用者が次のいずれかに該当した場合には、何らの催告を要せずして、利用契約の全部または一部を解除することができる。
i. 前項（１）または前項（２）の確約に反することが判明した場合
ii. 前項（３）の確約に反し契約をしたことが判明した場合
iii. 前項（４）の確約に反した行為をした場合
３．第２項の規定により利用契約が解除された場合には、サービス利用者は、解除により生じる損害について、運営管理者に対し、何ら請求を行うことができないものとします。

第２１条　準拠法

この契約は、日本国の法令に準拠するものとします。

第２２条　紛争の解決

1．利用契約に関して、運営管理者及びサービス利用者間で意見または認識の食い違いその他の紛争が発生した場合には、当事者間で誠実に協議し、その解決に努めるものとします。
2．第１項にかかわらず、協議により紛争を解決することができない場合には、民事訴訟法（明治２３年法律第２９号）に基づく訴えの提起または民事調停法（昭和２６年法律第２２２号）に基づく調停の申立てを行うことができます。
3．運営管理者及びサービス利用者は、利用契約に起因し、または利用契約に関連する一切の紛争について、運営管理者の所在地を管轄する裁判所（本規定の制定日において広島地方裁判所）を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意します。

附則

第１条　適用開始

本規約は、令和５年４月1日より適用されます。